

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
1 0 0 0	第1編		土木工事共通編		1 0 0 0	第1編		土木工事共通編	
1 1 0 0	第1章		総 則		1 1 0 0	第1章		総 則	
1 1 1 6	1-1-6		技術者（監理技術者等）等 受注者は、請負金額500万円以上2,500万円未満（建築工事にあつては請負価格が1,500万円以上5,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等は係るものを除く）において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。		1 1 1 6	1-1-6		技術者（監理技術者等）等 受注者は、請負金額500万円以上2,500万円未満（建築工事にあつては請負価格が1,500万円以上5,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。	誤植の修正
	6. 技術者の兼任	1-8				6. 技術者の兼任	1-8		
1 1 1 11	1-1-11		工事の下請負		1 1 1 11	1-1-11		工事の下請負	
	(3)	1-12	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。			(3)	1-12	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改正する。
1 1 1 24	1-1-24		完成検査		1 1 1 24	1-1-24		完成検査	
	1. 工事完成報告書の提出	1-30	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。			1. 工事完成報告書の提出	1-30	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成報告書を監督員に提出しなければならない。	誤植の修正
1 1 1 28	1-1-28		施工管理		1 1 1 28	1-1-28		施工管理	
						5. 労働環境の改善	1-33	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改正する。
1 1 1 33	1-1-33		工事中の安全確保		1 1 1 33	1-1-33		工事中の安全確保	
	18. 安全衛生協議会の設置	1-35	監督員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。			18. 安全衛生協議会の設置	1-35	監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	改正年度を反映
	19. 安全優先	1-35	受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。			19. 安全優先	1-35	受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	改正年度を反映
	27. 港湾工事	1-36	受注者は、港湾工事施工にあたり、港則法（昭和23年 法律第174号）、海上衝突予防法（昭和28年 法律第151号）並びに海洋汚染及び海上災害の防止に対する法律（昭和45年 法律第136号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続にかかる、許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。			27. 港湾工事	1-36	受注者は、港湾工事施工にあたり、港則法（平成21年7月 法律第69号）、海上衝突予防法（平成15年6月 法律第63号）並びに海洋汚染及び海上災害の防止に対する法律（平成26年6月 法律第73号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続にかかる、許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	改正年度を反映
	28. 海上工事	1-36	受注者は、海上で作業する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船又は作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（昭和45年 法律第136号）第11条並びに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。			28. 海上工事	1-36	受注者は、海上で作業する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船又は作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年6月 法律第63号）第11条並びに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。	改正年度を反映

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行						改 正										
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由								
					37. 架空線等事故 防止対策	1-37	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	国土交通省の改正にあわせ架空線等事故防止対策を追加								
1	1	1	37	1-1-37	2. 排出ガス対策型建設機械	1-38	環境対策 受注者は、工事の施工にあたり表1-4に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表1-5に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合、監督員と協議するものとする。 表1-4	1	1	1	37	1-1-37	2. 排出ガス対策型建設機械	1-38	環境対策 受注者は、工事の施工にあたり表1-4に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 表1-4	法令等の改正による
			1-38	表1-5		1-39	受注者は、トンネル坑内作業において表1-5に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 表1-5	法令等の改正による								
								国の改正にあわせ修正								

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由	
	4. 低騒音型・低振動型建設機械	1-39	① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。		4. 低騒音型・低振動型建設機械	1-40	① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。	誤植の修正	
1 1 1 37	10. グリーン購入	1-40	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。	1 1 1 37	10. 特定調達品目	1-40	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。」の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	法令等の改正による（グリーン購入法との整合） 調達により改正。	
1 1 1 39	1-1-39 3. 交通安全法令の遵守	1-40	交通安全管理 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月27日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1 1 1 39	1-1-39 3. 交通安全法令の遵守	1-41	交通安全管理 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	改正年度を反映	
	15. 通行許可（1）	1-44	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。		15. 通行許可（1）	1-44	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	改正年度を反映、関係する諸基準を追加	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁 数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁 数	新条文	改正理由	
1 1 1 41	1-1-41		諸法令の遵守	1 1 1 41	1-1-41	1-46	諸法令の遵守		
	(1)	1-45	地方自治法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(1)	1-46	地方自治法 (平成26年11月改正 法律第122号)	改正年度を反映	
	(2)	1-45	建設業法 (平成20年8月改正 法律第28号)		(2)	1-46	建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(3)	1-45	下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)		(3)	1-46	下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)		
	(4)	1-45	労働基準法 (平成20年6月改正 法律第89号)		(4)	1-46	労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)	改正年度を反映	
	(5)	1-45	最低賃金法 (平成20年5月改正 法律第26号)		(5)	1-46	最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改正年度を反映	
	(6)	1-45	労働安全衛生法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(6)	1-46	労働安全衛生法 (平成26年6月改正 法律第82号)	改正年度を反映	
	(7)	1-45	雇用保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)		(7)	1-46	雇用保険法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(8)	1-45	厚生年金保険法 (平成22年4月改正 法律第27号)		(8)	1-46	厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号)	改正年度を反映	
	(9)	1-45	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成22年3月改正 法律第15号)		(9)	1-46	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(10)	1-45	労働者災害補償保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)		(10)	1-46	労働者災害補償保険法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(11)	1-45	健康保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)		(11)	1-46	健康保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)	改正年度を反映	
	(12)	1-45	中小企業退職金共済法 (平成18年6月改正 法律第66号)		(12)	1-46	中小企業退職金共済法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(13)	1-45	作業環境測定法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(13)	1-46	作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号)	改正年度を反映	
	(14)	1-45	じん肺法 (平成16年12月改正 法律第150号)		(14)	1-46	じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号)	改正年度を反映	
	(15)	1-45	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成21年7月改正 法律第79号)		(15)	1-46	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成25年11月改正 法律第86号)	改正年度を反映	
	(16)	1-45	職業安定法 (平成21年7月改正 法律第79号)		(16)	1-46	職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号)	改正年度を反映	
	(17)	1-45	出入国管理及び難民認定法 (平成21年7月改正 法律第79号)		(17)	1-46	出入国管理及び難民認定法 (平成26年6月改正 法律第74号)	改正年度を反映	
	(18)	1-45	道路法 (平成22年3月改正 法律第20号)		(18)	1-46	道路法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映	
	(19)	1-45	道路交通法 (平成21年7月改正 法律第79号)		(19)	1-46	道路交通法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(20)	1-45	道路運送法 (平成21年6月改正 法律第64号)		(20)	1-46	道路運送法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(21)	1-45	道路運送車両法 (平成20年4月改正 法律第21号)		(21)	1-46	道路運送車両法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(22)	1-45	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成19年6月改正 法律第90号)		(22)	1-46	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(23)	1-45	砂防法 (平成22年3月改正 法律第20号)		(23)	1-46	砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	改正年度を反映	
	(24)	1-45	地すべり等防止法 (平成19年3月改正 法律第23号)		(24)	1-46	地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(25)	1-45	河川法 (平成22年3月改正 法律第20号)		(25)	1-46	河川法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(26)	1-45	河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)		(26)	1-46	河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)		
	(27)	1-45	海岸法 (平成22年6月改正 法律第41号)		(27)	1-46	海岸法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(28)	1-45	港湾法 (平成22年6月改正 法律第41号)		(28)	1-46	港湾法 (平成26年6月改正 法律第91号)	改正年度を反映	
	(29)	1-45	港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)		(29)	1-46	港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)		
	(30)	1-45	漁港法 (平成12年5月改正 法律第78号)		(30)	1-46	漁港法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(31)	1-45	空港法 (平成20年6月改正 法律第75号)		(31)	1-46	空港法 (平成26年6月改正 法律第76号)	改正年度を反映	
	(32)	1-45	漁業法 (平成19年6月改正 法律第77号)		(32)	1-46	漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(33)	1-45	漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号)		(33)	1-46	漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(34)	1-45	水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)		(34)	1-46	水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(35)	1-45	下水道法 (平成17年6月改正 法律第70号)		(35)	1-46	下水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(36)	1-46	航空法 (平成21年6月改正 法律第51号)		(36)	1-46	航空法 (平成26年6月改正 法律第70号)	改正年度を反映	
	(37)	1-46	公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)		(37)	1-46	公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	改正年度を反映	
	(38)	1-46	軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)		(38)	1-46	軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)		
	(39)	1-46	森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)		(39)	1-46	森林法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(40)	1-46	環境基本法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(40)	1-46	環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)	改正年度を反映	
	(41)	1-46	火薬類取締法 (平成21年7月改正 法律第85号)		(41)	1-46	火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映	
	(42)	1-46	大気汚染防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(42)	1-47	大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映	
	(43)	1-46	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月法律第51号)		(43)	1-47	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月法律第51号)		
	(44)	1-46	騒音規制法 (平成17年4月改正 法律第33号)		(44)	1-47	騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映	
	(45)	1-46	水質汚濁防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(45)	1-47	水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)	改正年度を反映	
	(46)	1-46	湖沼水質保全特別措置法 (平成22年5月改正 法律第31号)		(46)	1-47	湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映	
	(47)	1-46	振動規制法 (平成16年6月改正 法律第94号)		(47)	1-47	振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行				改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁 数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁 数	新条文	改正理由
	(48)	1-46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成22年5月改正法律第34号)		(48)	1-47	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正法律第69号)	改正年度を反映
	(49)	1-46	土壤汚染対策法 (平成21年4月改正 法律第23号)		(49)	1-47	土壤汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)	改正年度を反映
	(50)	1-46	農業取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)		(50)	1-47	農業取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(51)	1-46	毒物及び劇物取締法 (平成13年6月改正 法律第87号)		(51)	1-47	毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改正年度を反映
	(52)	1-46	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正法律第1号)		(52)	1-47	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正法律第69号)	改正年度を反映
	(53)	1-46	文化財保護法 (平成19年3月改正 法律第7号)		(53)	1-47	文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(54)	1-46	砂利採取法 (平成12年5月改正 法律第91号)		(54)	1-47	砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(55)	1-46	電気事業法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(55)	1-47	電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映
	(56)	1-46	消防法 (平成21年5月改正 法律第34号)		(56)	1-47	消防法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(57)	1-46	測量法 (平成19年5月改正 法律第55号)		(57)	1-47	測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	改正年度を反映
	(58)	1-46	建築基準法 (平成20年5月改正 法律第40号)		(58)	1-47	建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号)	改正年度を反映
	(59)	1-46	都市公園法 (平成16年6月改正 法律第109号)		(59)	1-47	都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(60)	1-46	電波法 (平成21年4月改正 法律第22号)		(60)	1-47	電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(61)	1-46	海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号)		(61)	1-47	海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号)	
	(62)	1-46	海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)		(62)	1-47	海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
	(63)	1-46	航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)		(63)	1-47	航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	
	(64)	1-46	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成22年5月改正 法律第37号)		(64)	1-47	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号)	改正年度を反映
	(65)	1-46	船員法 (平成20年6月改正 法律第53号)		(65)	1-47	船員法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(66)	1-46	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号)		(66)	1-47	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(67)	1-46	船員保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)		(67)	1-47	船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)	改正年度を反映
	(68)	1-46	船舶安全法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(68)	1-47	船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(69)	1-46	自然環境保全法 (平成21年6月改正 法律第47号)		(69)	1-47	自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(70)	1-46	自然公園法 (平成21年6月改正 法律第47号)		(70)	1-47	自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(71)	1-46	有線電気通信法 (平成22年12月改正 法律第65号)		(71)	1-47	有線電気通信法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(72)	1-46	電気通信事業法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(72)	1-47	電気通信事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(73)	1-46	工業用水道事業法 (平成14年2月改正 法律第1号)		(73)	1-47	工業用水道事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(74)	1-46	水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(74)	1-47	水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(75)	1-46	電気工事士法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(75)	1-47	電気工事士法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映
	(76)	1-46	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (平成18年3月改正法律第10号)		(76)	1-47	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (平成26年6月改正法律第69号)	改正年度を反映
	(77)	1-46	電気用品安全取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(77)	1-47	電気用品安全法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改正年度を反映
	(78)	1-46	計量法 (平成18年3月改正 法律第10号)		(78)	1-47	計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(79)	1-46	製造物責任法 (平成6年7月 法律第85号)		(79)	1-47	製造物責任法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(80)	1-46	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号)		(80)	1-47	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号)	
	(81)	1-47	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成16年12月改正 法律第147号)		(81)	1-47	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改正年度を反映
	(82)	1-47	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号)		(82)	1-47	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改正年度を反映
	(83)	1-47	貨物自動車運送事業法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(83)	1-47	貨物自動車運送事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(84)	1-47	農地法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(84)	1-47	農地法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(85)	1-47	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月法律第18号)		(85)	1-48	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月法律第56号)	改正年度を反映
	(86)	1-47	駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号)		(86)	1-48	駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改正年度を反映
	(87)	1-47	技術士法 (平成18年6月改正 法律第50号)		(87)	1-48	技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(88)	1-47	所得税法 (平成22年3月改正 法律第6号)		(88)	1-48	所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号)	改正年度を反映
	(89)	1-47	著作権法 (平成21年7月改正 法律第73号)		(89)	1-48	著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改正年度を反映
	(90)	1-47	警備業法 (平成17年7月改正 法律第87号)		(90)	1-48	警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)	改正年度を反映

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁 数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁 数	新条文	改正理由	
	(91)	1-47	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年3月改正 法律第19号）		(91)	1-48	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	改正年度を反映	
	(92)	1-47	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正 法律第102号）		(92)	1-48	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	改正年度を反映	
	(93)	1-47	地方税法（平成24年8月改正 法律第69号）		(93)	1-48	地方税法（平成26年6月改正 法律第72号）	改正年度を反映	
1 2 0 0	第2章		材 料 編	1 2 0 0	第2章		材 料 編		
1 2 1 3	リサイクル製品	1-53	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、国等による環境物品の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第15条3項に基づき三重県が作成した環境物品等の調達を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品及び三重県リサイクル製品利用推進条例・同条施行規則に定める建設資材等の使用に努めなければならない。	1 2 1 3	リサイクル製品	1-53	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、国等による環境物品の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき三重県が作成した環境物品等の調達を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品及び三重県リサイクル製品利用推進条例・同条施行規則に定める建設資材等の使用に努めなければならない。	誤植の修正	
1 2 5 3	2-5-3		アスファルト舗装用骨材	1 2 5 3	2-5-3		アスファルト舗装用骨材		
1 2 5 3	4. 鉄鋼スラグ	1-62	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	1 2 5 3	4. 鉄鋼スラグ	1-62	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	JIS A501の改正により「環境安全品質基準」を追加する。	
1 2 5 6	2-5-6		安定材	1 2 5 6	2-5-6		安定材		
1 2 5 6	1. 瀝青材料の品質	1-65	表2-17 舗装用石油アスファルトの規格	1 2 3 1	1. 瀝青材料の品質	1-66	表2-17 舗装用石油アスファルトの規格	「舗装再生便覧(平成22年版)」の修正(表中の数値の修正、記述項目の追加)による改正	
1 2 7 2	2-7-2		構造用圧延鋼材	1 2 7 2	2-7-2		構造用圧延鋼材		
1 2 7 2	1. 一般事項	1-67		1 2 7 2	1. 一般事項	1-68	JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）	2011年の新規JIS策定による追加。	
1 2 10 0	第10節		瀝青材料	1 2 10 0	第10節		瀝青材料		
1 2 10 3	2-10-3		再生用添加剤	1 2 10 3	2-10-3		再生用添加剤		
1 2 10 3		1-80	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-27、表2-28、表2-29の規格に適合するものとする。	1 2 10 3		1-81	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-27、表2-28、表2-29の規格に適合するものとする。	諸基準の適用年月を追記	
1 2 13 0	第13節		塗 料	1 2 13 0	第13節		塗 料		
1 2 13 1	2-13-1		一般事項	1 2 13 1	2-13-1		一般事項		
	4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	1-85	JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）		4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格			JISの廃止に伴い削除。	
		1-85	JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）					同上	
1 2 13 1	6. 塗料の有効期限	1-85	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	1 2 13 1	6. 塗料の有効期限	1-86	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改正に伴う修正。	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正								
編	章	節	項	項目見出し	頁数	編	章	節	項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
1	2	14	0	第14節		1	2	14	0	第14節		道路標識及び区画線	
1	2	14	1	2-14-1	1-86	表2-35	反射性能(反射シートの再帰反射係数)	1-87	表2-35	封入レンズ型反射シートの反射性能			諸基準の改正に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。
1	2	14	1	2-14-1	1-86	表2-36	反射性能(反射シートの再帰反射係数)	1-87	表2-36	カプセルレンズ型反射シートの反射性能			諸基準の改正に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。
1	3	3	0	第3章		1	3	3	0	第3章		一般施工	
1	3	3	0	第2節		1	3	3	0	第2節		適用すべき諸基準	
					1-92	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)・同解説(平成24年4月)	1-92	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)・同解説(平成24年3月)			誤植の修正
					1-92	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)・同解説(平成24年4月)	1-92	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)・同解説(平成24年3月)			誤植の修正
					1-92	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧(平成14年11月)	1-92	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)			誤植の修正
					1-92	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧(平成17年12月)	1-92	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)			改正年度を反映
					1-92	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成16年5月)	1-92	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)			誤植の修正
					1-92	国土交通省	仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	1-92	国土交通省	仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)			
					1-92	環境省	水質汚濁に係る環境基準(平成23年10月)	1-92	環境省	水質汚濁に係る環境基準について(平成26年11月)			改正年度を反映
					1-92	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針(平成18年11月)	1-92	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針(平成25年10月)			改正年度を反映
					1-92	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成12年3月)	1-92	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)			改正年度を反映
					1-92	日本道路協会	道路土工-軟弱地盤対策工指針(昭和61年11月)	1-92	日本道路協会	道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)			改正年度を反映
					1-92	日本道路協会	道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)	1-92	日本道路協会	道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)			改正年度を反映
					1-92	日本道路協会	舗装再生便覧(平成22年12月)	1-92	日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)			国土交通省の改正にあわせ追加
					1-92	日本道路協会	舗装再生便覧(平成22年12月)	1-92	日本道路協会	舗装再生便覧(平成22年11月)			誤植の修正
					1-93	建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針(設計及び保守管理)(平成17年6月)	1-93	建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)			改正年度を反映
					1-93	労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成20年3月)	1-93	厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)			改正年度を反映
					1-93			1-93	土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)(平成24年11月)			諸基準類の追加

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁 数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁 数	新条文	改正理由
1 3 3 0	第3節		共通の工種		1 3 3 0	第3節		共通の工種	
1 3 3 6	3-3-6		小型標識工		1 3 3 6	3-3-6		小型標識工	
	15. 溶融亜鉛めっきの基準	1-101	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。			15. 溶融亜鉛めっきの基準	1-101	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、 厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m²以上 、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	諸基準 (鋼道橋防食便覧) の改正に伴う修正。
1 3 3 14	3-3-14		ポストテンション桁製作工		1 3 3 14	3-3-14		ポストテンション桁製作工	
1 3 3 14	5. PC緊張の施工	1-106	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書 (Ⅲコンクリート橋編) ・同解説 19.8 P C鋼材工及び緊張工」 (道路協会、平成24年4月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		1 3 3 14	5. PC緊張の施工	1-106	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書 (Ⅲコンクリート橋編) ・同解説 19.8 P C鋼材工及び緊張工」 (道路協会、平成24年3月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	誤植の修正
1 3 3 14	6. グラウトの施工	1-107	⑦グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。		1 3 3 14	6. グラウトの施工	1-107	⑦グラウトに含まれる 塩化物イオン量 は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	諸基準に従った語句に修正
1 3 3 15	3-3-15		プレキャストセグメント主桁組立工		1 3 3 15	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工	
1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-108	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書・ (規準編)」 (土木学会、平成22年11月) による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-108	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書・ (規準編)」 (土木学会、平成25年11月) による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改正年度を反映
1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-109	表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準		1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-109	表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	表中；諸基準の改正 (コンクリート標準示方書規準編) に伴う修正
1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-109	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。		1 3 3 15	2. ブロック組立施工	1-109	(2) プレキャストブロックの接合面は、 緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート 、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	諸基準の改正 (コンクリート標準示方書施工編) に伴う修正
1 3 3 16	3-3-16		PCホロースラブ製作工		1 3 3 16	3-3-16		PCホロースラブ製作工	
1 3 3 16	5. PC固定及びPC継手の施工	1-110	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」 (土木学会、平成3年3月) の規定により施工しなければならない。		1 3 3 16	5. PC固定及びPC継手の施工	1-110	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」 (土木学会、平成3年4月) の規定により施工しなければならない。	誤植の修正
1 3 3 24	3-3-24		現場継手工		1 3 3 24	3-3-24		現場継手工	
1 3 3 24	4. 締付けボルト軸力	1-115	表3-8 常温時以外 (0~10℃、3~60℃) の締付けボルト軸力の平均値		1 3 3 24	4. 締付けボルト軸力	1-115	表3-8 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値	表題の誤植を修正 表中；誤植の修正
1 3 3 33	3-3-33		現場塗装工		1 3 3 33	3-3-33		現場塗装工	
1 3 3 33	10. 塗装の禁止条件	1-122	表3-10 塗装禁止条件 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。		1 3 3 33	10. 塗装の禁止条件	1-122	表3-10 塗装禁止条件 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。	諸基準の改正に伴う修正。塗装禁止条件 (温度) の一部変更。 監督職員→監督員に修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行						改 正							
編	章	節	項	項目見出し	頁数	編	章	節	項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
1	3	3	33	14. 下塗り	1-123	1	3	3	33	14. 下塗り	1-123	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、 塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改正に伴う修正。
1	3	3	33	14. 下塗り	1-123	1	3	3	33	14. 下塗り	1-123	受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改正に伴う修正。
1	3	3	33	18. 塗装禁止箇所	1-123	1	3	3	33	18. 塗装禁止箇所	1-123	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、 主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジঙ্クリッチペイントを30μm塗布するものとする。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改正に伴う修正。
1	3	3	33	20. 検査	1-123	1	3	3	33	20. 検査	1-123	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改正に伴う修正。
1	3	3	33	20. 検査	1-124	1	3	3	33	20. 検査	1-124	(6) ④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	基準書の改正に伴う変更はないが、誤解を生まないよう、共通仕様書の条文を基準書の記載に合わせた。
1	3	3	33	21. 記録	1-124	1	3	3	33	21. 記録	1-124	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは 耐候性に優れたフィルム状の粘着シート により図3-2-3のとおり記録しなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改正に伴う修正。
1	3	4	5	3-4-5		1	3	4	5	3-4-5		場所打杭工	
1	3	4	5	17. 杭頭の処理	1-139	1	3	4	5	17. 杭頭の処理	1-139	受注者は、場所打杭工の 杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	3-4-5 4. 杭頭処理と3-4-5 17. 杭頭の処理は施工手順を考慮し、統合する。（再掲） 道路橋示方書（H24.3改訂）では、仕様書と同様の記載に加えてオールケーシング工法の場合には鉄筋天端高さまで余分に打ち込むことが望ましいとされている。望ましいとの規定ではあるが、現場では対応していることから、オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとするに改正する。

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
1 3 7 8	3-7-8		半たわみ性舗装工		1 3 7 8	3-7-8		半たわみ性舗装工	
1 3 7 8	4. 適用規定	1-169	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章 2-7 施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		1 3 7 8	4. 適用規定	1-169	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章 2-7 施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植の修正
1 3 7 9	3-7-9		排水性舗装工		1 3 7 9	3-7-9		排水性舗装工	
1 3 7 9	2. 適用規定 (2)	1-170	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		1 3 7 9	2. 適用規定 (2)	1-170	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植の修正
1 3 13 0	第13節		工場製作工 (共通)		1 3 13 0	第13節		工場製作工 (共通)	
1 3 13 2	3-13-2		材料		1 3 13 2	3-13-2		材料	
1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-212	(4) 受注者は、塗料の可使時間は、表3-58の基準を遵守しなければならない。		1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-212	(4) 受注者は、 多液形 塗料の可使時間は、表3-58の基準を遵守しなければならない。	諸基準の改正に伴う修正。
1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-213	表3-58 塗料の可使時間		1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-213	表3-58 多液形 塗料の可使時間	諸基準の改正に伴う修正。
1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-213	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの 亜鉛粉 未製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。		1 3 13 2	10. 工場塗装工の材料	1-213	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改正に伴う修正。
1 3 13 11	3-13-11		工場塗装工		1 3 13 11	3-13-11		工場塗装工	
1 3 13 11	3. 気温 湿度の条件	1-226	表3-69 塗装禁止条件		1 3 13 11	3. 気温 湿度の条件	1-226	表3-69 塗装禁止条件	諸基準の改正に伴う修正。塗装禁止条件(温度)の一部変更。
1 3 13 11	10. 下塗	1-227	(3) 受注者は、 現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。		1 3 13 11	10. 下塗	1-227	(3) 受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	諸基準(鋼道路橋防食便覧)の改正に伴う修正。
1 3 13 11	13. 薄膜型重防食塗装	1-227	一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが設計図書に示された場合は、「 鋼道路橋塗装・防食便覧 」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とするものとする。		1 3 13 11	13. 薄膜型重防食塗装	1-227	一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが設計図書に示された場合は、「 鋼道路橋防食便覧 」(平成26年3月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とするものとする。	改正年度を反映
1 3 13 11	15. 検査	1-227	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。		1 3 13 11	15. 検査	1-227	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。	諸基準(鋼道路橋防食便覧)の改正に伴う修正。

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行						改 正						
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文			編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文			改正理由
1 3 13 11	15. 検査	1-228	(6) ④平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。			1 3 13 11	15. 検査	1-228	(6) ④平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。			基準書の改正はないが、誤解を生まないよう、共通仕様書の条文を基準書の記載に合わせた。
1 3 14 0	第14節		橋梁架設工			1 3 14 0			橋梁架設工			
1 3 14 1	3-14-1		一般事項			1 3 14 1	3-14-1		一般事項			
1 3 14 1		1-228	本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。			1 3 14 1		1-228	本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。			誤表示の修正
1 3 15 0	第15節		法面工（共通）			1 3 15 2	第15節		法面工（共通）			
1 3 15 2	3-15-2		植生工			1 3 15 2	3-15-2		植生工			
1 3 15 2	10. 芝串	1-231	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。			1 3 15 2	10. 芝串	1-231	受注者は張芝の脱落を防止するため、張芝1㎡当たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。			芝串本数は、ロール芝の施工を考慮し、「㎡当たり」に修正。
1 3 16 0	第16節		擁壁工（共通）			1 3 16 0	第16節		擁壁工（共通）			
1 3 16 3	3-16-3		補強土壁工			1 3 16 3	3-16-3		補強土壁工			
1 3 16 3	6. 盛土横断方向の面状補強材	1-239	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。			1 3 16 3	6. 盛土横断方向の面状補強材	1-239	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。			項目名の変更
1 3 16 3	7. 盛土縦断方向の面状補強材	1-239	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。			1 3 16 3	7. 盛土縦断方向の面状補強材	1-239	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。			諸基準の改正に伴う修正。諸基準の改正に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、文章を変更する。
1 3 16 3	9. 補強材隙間の防止	1-239	受注者は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。			1 3 16 3	9. 補強材隙間の防止	1-239	受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。			諸基準の改正に伴う修正
1 3 18 0	第18節		植栽維持工			1 3 18 0	第18節		植栽維持工			
1 3 18 2	3-18-2		材料			1 3 18 2	3-18-2		材料			
1 3 18 2	1. 一般事項	1-242	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。			1 3 18 2	1. 一般事項	1-242	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。			諸基準の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
1 4 0 0	第4章		土 工		1 4 0 0	第4章		土 工		
1 4 2 0	第2節	1-248	適用すべき諸基準		1 4 2 0	第2節	1-248	適用すべき諸基準		
		1-248	日本道路協会 道路土工-施工指針 (平成15年4月)				1-248			削除
		1-248	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)				1-248	日本道路協会 道路土工要綱 (平成24年8月)		改正年度を反映
		1-248	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)				1-248	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)		改正年度を反映
		1-248	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)				1-248	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月)		改正年度を反映
		1-248	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)				1-248	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)		改正年度を反映
		1-248	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成14年10月)				1-248	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
		1-248	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)				1-248	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
1 4 3 0	第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工		1 4 3 0	第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工		
1 4 3 5	4-3-5		盛土補強工		1 4 3 5	4-3-5		盛土補強工		
	6 6. 盛土縦断方向の面状補強材	1-257	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。			6 6. 盛土縦断方向の面状補強材	1-257	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。		諸基準の改正に伴う修正。諸基準の改正に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、文章を変更する。
1 5 0 0	第5章		無筋・鉄筋コンクリート		1 5 0 0	第3章		無筋・鉄筋コンクリート		
1 5 1 0	第1節		適 用		1 5 1 0	第1節		適 用		
	3 3. 適用規定(2)	1-267	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成20年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			3 3. 適用規定(2)	1-267	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成25年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
	4 4. アルカリ骨材反応抑制対策	1-267	受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県、平成24年7月)「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。			4 4. アルカリ骨材反応抑制対策	1-267	受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県、平成25年7月)「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。		改正年度を反映
1 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		1 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		1-267	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年4月)				1-267	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)		改正年度を反映
		1-267	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成20年4月)				1-267	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)		改正年度を反映
		1-267	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成12年3月)				1-267	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)		改正年度を反映
		1-267	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月32日)				1-267	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)		誤植の修正
		1-267	国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月32日)				1-267	国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)		誤植の修正
		1-267	土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成20年9月)				1-267	土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)		誤植の修正
		1-267	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成17年5月)				1-267	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月)		改正年度を反映
			三重県 生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成24年7月)				1-267	三重県 生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成25年7月)		改正年度を反映

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由	
		1-267	2.許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成24年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。			1-267	2.許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成25年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。	改正年度を反映	
1 5 3 0	第3節		レディーミクストコンクリート	1 5 3 0	第3節		レディーミクストコンクリート		
1 5 3 1	5-3-1		一般事項	1 5 3 0	5-3-1		一般事項		
		1-268	2.品質確保の調査 コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成24年7月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。			1-268	2.品質確保の調査 コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成25年7月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。	改正年度を反映	
1 5 3 2	5-3-2		工場の選定	1 5 3 2	5-3-2		工場の選定		
	1. 一般事項	1-271	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。		1. 一般事項	1-271	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。	組織名称の誤記訂正。 全国品質管理監査会議 → 全国生コンクリート品質管理監査会議	
	4. レディーミクストコンクリートの品質検査	1-272	(2) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理 JISマーク表示認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m ³ /日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成24年7月）「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。		4. レディーミクストコンクリートの品質検査	1-272	(2) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理 JISマーク表示認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m ³ /日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成25年7月）「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。	改正年度を反映	
1 5 3 2	6. コンクリートの配合	1-273	表5-1配合表中 3 PCポステン主桁	1 5 3 2	6. コンクリートの配合	1-273	表5-1配合表中 3 PCポステン主桁	誤植の修正	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由	
1 5 5 0	第5節		現場練りコンクリート	1 3 5 0	第5節		現場練りコンクリート		
1 5 5 2	5-5-4			1 3 5 2	5-5-4				
	2. 材料の計量	1-277	(1) 計量は現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率試験方法) 若しくは JIS A 1125 (骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法) または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。		2. 材料の計量	1-277	(1) 計量は現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率試験方法) 若しくは JIS A 1125 (骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法) 、JIS A 1802「 コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法 」、JIS A 1803「 コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法 」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	諸基準の改正に伴う修正。コンクリート標準示方書(施工編) 施工標準 5章 製造 5.3 軽量の改正による。	
1 5 5 3	3. 練混ぜ	1-278	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会標準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1 5 5 3	3. 練混ぜ	1-278	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会標準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改正に伴う修正	
1 5 6 0	第6節		運搬・打設	1 5 6 0	第6節		運搬・打設		
1 5 6 4	5-6-4		打設	1 5 6 4	5-6-4		打設		
1 5 6 4	5. コンクリートポンプ使用時の注意	1-279	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案) 5章圧送」(土木学会、平成12年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1 5 6 4	5. コンクリートポンプ使用時の注意	1-279	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案) 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	改正年度を反映	
1 5 6 5	5-6-5		締固め	1 5 6 5	5-6-5		締固め		
1 5 6 5	1. 一般事項	1-280	受注者は、コンクリートの締固めに際し、 バイブレーター を用いなければならない。なお、薄い壁等 バイブレーター の使用が困難な場所には、 型枠振動機 を使用しなければならない。	1 5 6 5	1. 一般事項	1-281	受注者は、コンクリートの締固めに際し、 棒状バイブレータ を用いなければならない。なお、薄い壁等 バイブレータ の使用が困難な場所には、 型枠バイブレータ を使用しなければならない。	諸基準の改正に伴う修正	
1 5 6 9	5-6-9		養生	1 5 6 9	5-6-9		養生		
1 5 6 9	1. 一般事項	1-284	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1 5 6 9	1. 一般事項	1-284	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿度状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	誤植の修正	
1 5 6 9	2. 湿潤状態の保持	1-284	受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表5-4の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	1 5 6 9	2. 湿潤状態の保持	1-284	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。	諸基準の改正に伴う修正(コンクリート標準示方書)	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正									
編	章	節	項	項目見出し	頁数	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
1	5	7	0	第7節		鉄筋工	1	5	7	0	第7節		鉄筋工	
1	5	7	1	5-7-1		一般事項	1	5	7	0	5-7-1		一般事項	
1	5	7	2	2. 照査	1-285	受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	1	5	7	2	2. 照査	1-285	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	諸基準の改正に伴う修正(コンクリート標準示方書)
1	5	7	3	5-7-3		加工	1	5	7	0	5-7-3		加工	
1	5	7	3	3. 鉄筋の曲げ半径	1-285	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	5	7	3	3. 鉄筋の曲げ半径	1-286	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成25年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改正に伴う修正
1	5	9	0	第9節		暑中コンクリート	1	5	9	0	第9節		暑中コンクリート	
1	5	9	2	5-9-2		施工	1	5	9	2	5-9-2		施工	
1	5	9	2	3. 打設時のコンクリート温度	1-289	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	1	5	9	2	3. 打設時のコンクリート温度	1-290	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準の改正に伴う修正(コンクリート標準示方書)
1	5	10	0	第10節		寒中コンクリート	1	5	10	0	第10節		寒中コンクリート	
1	5	10	3	5. 養生中のコンクリート温度	1-290	表5-5 寒中コンクリートの養生期間	1	5	10	3	5. 養生中のコンクリート温度	1-292	表5-5 寒中コンクリートの養生期間	表1-3-4 寒中コンクリートの養生機関の『構造物の露出状態』という表記がコンクリート標準示方書施工編(2012)の表12.6.2の表記と異なっているため、整合させる。コンクリート標準示方書が改正されていることから併せて改正する。
2	0	0	0	第2編		河川編	2	0	0	0	第2編		河川編	
2	1	0	0	第1章		築堤・護岸	2	1	0	0	第1章		築堤・護岸	
2	1	2	0	第2節	2-1	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	2	1	2	0	第2節	2-1	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
2	3	2	0	第3章		樋門・樋管・水路工					第3章		樋門・樋管・水路工	
2	3	2	2	第2節	2-17	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					第2節	2-17	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
					2-17	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成24年3月)						2-17	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成25年3月)	改正年度を反映
2	4	0	0	第4章		水門	2	4	0	0	第4章		水門	
2	4	2	0	第2節	2-24	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	2	4	2	0	第2節	2-24	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	
					2-24	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					2-24	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)	改正年度を反映	
					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年4月)					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)	誤植の修正	
					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年4月)					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年3月)	誤植の修正	
					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年4月)					2-24	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)	誤植の修正	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
		2-24	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)				2-24	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
2 5 0 0	第5章		堰		2 5 0 0	第5章		堰		
2 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		2 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		2-37	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)				2-37	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)		改正年度を反映
		2-37	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)				2-37	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)		
		2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年4月)				2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)		誤植の修正
		2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年4月)				2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年3月)		誤植の修正
		2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年4月)				2-37	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)		誤植の修正
2 5 6 0	第6節		可動堰本体内工		2 5 6 0	第6節		可動堰本体内工		
2 5 6 1	5-6-1 一般事項 2. 運用規定	2-39	受注者は、可動堰本体内工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		2 5 6 1	5-6-1 一般事項 2. 運用規定	2-39	受注者は、可動堰本体内工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
2 5 7 0	第7節		固定堰本体内工		2 5 7 0	第7節		固定堰本体内工		
2 5 7 1	5-7-1 一般事項 2. 適用規定	2-41	受注者は、固定堰本体内工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		2 5 7 1	5-7-1 一般事項 2. 適用規定	2-41	受注者は、固定堰本体内工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
2 5 8 0	第8節		魚道工		2 5 8 0	第8節		魚道工		
2 5 8 1	5-8-1 一般事項 2. 適用規定	2-42	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		2 5 8 1	5-8-1 一般事項 2. 適用規定	2-42	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
2 6 0 0	第6章		排水機場		2 6 0 0	第6章		排水機場		
2 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準		2 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		2-50	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)				2-50	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)		改正年度を反映
		2-50	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)				2-50	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)		
2 7 0 0	第7章		床止め・床固め		2 7 0 0	第7章		床止め・床固め		
2 7 2 0	第2節		適用すべき諸基準		2 7 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		2-56	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)				2-56	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)		
2 9 0 0	第9章		河川修繕		2 9 0 0	第9章		河川修繕		
2 9 2 0	第2節		適用すべき諸基準		2 9 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		2-69	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)		2 9 2 1		2-69	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映
		2-69	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)		2 9 2 1		2-69	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)		改正年度を反映

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
3 0 0 0	第3編 第3章 第2節	3-20	海岸編 海城堤防 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年4月)		3 0 0 0	第3編 第3章 第2節	3-20	海岸編 海城堤防 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	誤植の修正
4 0 0 0	第4編		砂防編		4 0 0 0	第4編		砂防編	
4 1 0 0	第1章		砂防堰堤		4 1 0 0	第1章		砂防堰堤	
4 1 2 0	第2節	4-1	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)		4 1 2 0	第2節	4-1	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)	改正年度を反映
		4-1	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)				4-1	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)	改正年度を反映
		4-1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月)				4-1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成24年3月)	改正年度を反映
		4-1	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				4-1	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	改正年度を反映
4 1 6 0	第6節		法面工		4 1 6 0	第6節		法面工	
4 1 6 1	1-6-1		一般事項		4 1 6 0	1-6-1		一般事項	
	2. 適用規定	4-2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			2. 適用規定	4-2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	改正年度を反映。「グラウンドアンカー設計・施工基準」の発行年月、「のり枠工の設計・施工指針」の対応章の修正。
4 1 8 0	第8節		コンクリート堰堤工		4 1 8 0	第8節		コンクリート堰堤工	
4 1 8 4	1-8-4		コンクリート堰堤本体工		4 1 8 4	1-8-4		コンクリート堰堤本体工	
4 1 8 4	5. 水平打継目の処理	4-6	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。		4 1 8 4	5. 水平打継目の処理	4-6	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならない。	諸基準の改正に伴う修正
4 1 8 4	14. コンクリートの養生	4-6	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。		4 1 8 4	14. コンクリートの養生	4-6	受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	諸基準の改正に伴う修正
4 2 0 0	第2章		流路工		4 2 0 0			流路工	
4 2 2 0	第2節	4-14	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月)		4 2 2 0		4-14	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	諸基準の改正に伴う修正
4 3 0 0	第3章		斜面対策		4 3 0 0	第3章		斜面対策	
4 3 2 0	第2節	4-18	適用すべき諸基準 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)		4 3 2 0	第2節	4-18	適用すべき諸基準 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	改正年度を反映
		4-18	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月)				4-18	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	改正年度を反映
		4-18	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)				4-18	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)	
		4-18	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成12年3月)				4-18	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)	改正年度を反映
		4-18	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)				4-18	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)	改正年度を反映

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
5 0 0 0	第5編		ダ ム 編		5 0 0 0	第5編		ダ ム 編		
5 1 0 0	第1章		コンクリートダム		5 1 0 0	第1章		コンクリートダム		
5 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		5 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
5 1 2 0	3. 適用規定	5-1	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)		5 1 2 0		5-1	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)		改正年度を反映
5 1 4 0	第4節		ダムコンクリート工		5 1 4 0	第4節		ダムコンクリート工		
5 1 4 6	1-4-6		練りませ		5 1 4 0	1-4-6		練りませ		
5 1 4 6	2. ミキサの練りませ性能試験	5-4	受注者は、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。		5 1 4 2	2. ミキサの練りませ性能試験	5-4	受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	5-4	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。		5 1 4 5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	5-4	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	5-4	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。		5 1 4 5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	5-4	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法)により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 10	1-4-10		締固め		5 1 4 10	1-4-10		締固め		
5 1 4 10	2. 内部振動機	5-7	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。		5 1 4 2	2. コンクリートの締固め	5-7	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用いなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。		項目名の変更 諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 3	3. 棒状パイプレータの性能	5-7	受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。		5 1 4 3	3. 棒状パイプレータの性能	5-7	受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状パイプレータを用いなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 4	4. 棒状パイプレータの操作	5-7	受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。 また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。		5 1 4 4	4. 棒状パイプレータの操作	5-7	受注者は、棒状パイプレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状パイプレータが下層に入るようにしなければならない。 また、棒状パイプレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 5	5. 内部振動時間	5-7	受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。 また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。		5 1 4 5	5. 締固め時間	5-7	受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。 また、棒状パイプレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。		諸基準の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					改正理由
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		
5 1 4 11	1-4-11		継目		5 1 4 11	1-4-11		継目		
5 1 4 11	4. レイタンス、浮き石の除去	5-8	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員と協議しなければならない。		5 1 4 11	4. レイタンス、浮き石の除去	5-8	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督員と協議しなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 4 12	1-4-12		養生		5 1 4 12	1-4-12		養生		
5 1 4 12	2. 打込み直後の養生	5-8	受注者は、 養生にあたっては、コンクリート打込み直後は漏水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。		5 1 4 12	2. 打込み直後の養生	5-8	受注者は、 コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。		諸基準の改正に伴う修正
5 1 7 0	第7節		埋設物設置工		5 1 7 0	第7節		埋設物設置工		
5 1 7 2	1-7-2		冷却管設置		5 1 7 2	1-7-2		冷却管設置		
5 1 7 2	4. 通水試験	5-10	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。		5 1 7 2	4. 通水試験	5-10	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければならない。		文章表現の修正
6 0 0 0	第6編		道 路 編		6 0 0 0	第6編		道 路 編		
6 1 0 0	第1章		道路改良		6 1 0 0	第1章		道路改良		
6 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		6 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-1	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成12年3月)				6-1	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)		改正年度を反映
		6-1	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成11年3月)				6-1	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)		改正年度を反映
		6-1	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)				6-1	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)		改正年度を反映
		6-1	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				6-1	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映
		6-1	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)				6-1	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)		改正年度を反映
		6-1	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)				6-1	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
		6-1	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)				6-1	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
6 1 5 0	第5節		法面工		6 1 5 0	第5節		法面工		
6 1 5 1	1-5-1		一般事項		6 1 5 1	1-5-1		一般事項		
6 1 5 2	2. 適用規定	6-3	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		6 1 5 2	2. 適用規定	6-3	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		諸基準の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
6 1 7 0	第7節		擁壁工		6 1 7 0	第7節		擁壁工		
6 1 7 1	1-7-1		一般事項		6 1 7 1	1-7-1		一般事項		
6 1 7 1	2.適用規定	6-4	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		6 1 7 1	2.適用規定	6-4	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
6 1 7 1	第9節		カルバート工							
6 1 7 1	1-9-1		一般事項							
6 1 7 1										
6 2 0 0	第2章		舗装		6 2 0 0	第2章		舗装		
6 2 1 0	第2節		適用すべき諸基準		6 2 1 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-17	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)				6-17	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)		誤植の修正
6 2 9 0	第9節		標識工		6 2 9 0	第9節		標識工		
6 2 9 1	2-9-1		一般事項		6 2 9 1	2-9-1		一般事項		
6 2 9 1	3.適用規定	6-23	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		6 2 9 1	3.適用規定	6-23	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
6 3 0 0	第3章		橋梁下部		6 3 0 0	第3章		橋梁下部		
6 3 2 0	第2節		適用すべき諸基準		6 3 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-35	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)		6 3 2 0		6-35	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映。
		6-35	日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成11年3月)		6 3 2 0		6-35	日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月)		改正年度を反映。
6 4 0 0	第4章		鋼橋上部		6 4 0 0	第4章		鋼橋上部		
6 4 2 0	第2節		適用すべき諸基準		6 4 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-45	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)		6 4 2 0		6-45	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映
6 5 0 0	第5章		コンクリート橋上部		6 5 2 0	第5章		コンクリート橋上部		
6 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		6 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-53	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)				6-53	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
6 5 11 0	第11節		PC片持箱桁製作工		6 5 11 0	第11節		PC片持箱桁製作工		
6 5 11 2	5-11-2		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)		6 5 11 2	5-11-2		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
		6-63	PC押し出し箱桁製作工				6-63	PC押し出し箱桁製作工		
6 5 12 2	5-12-2		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)		6 5 12 2	5-12-2		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由	
6 6 0 0	第6章		トンネル (NATM)	6 6 0 0	第6章		トンネル (NATM)		
6 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準	6 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-67	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月)			6-67	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	改正年度を反映	
		6-67	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成17年6月)			6-67	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	改正年度を反映	
		6-67	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)			6-67	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)	改正年度を反映	
6 6 5 0	第5節		覆工	6 6 5 0	第5節		覆工		
6 6 5 0	6-5-3		覆工コンクリート工	6 6 5 0	6-5-3		覆工コンクリート工		
6 6 5 3	3. コンクリートの締固め	6-72	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締固めなければならない。	6 6 5 3	3. コンクリートの締固め	6-73	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後速やかに締固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締固めなければならない。	諸基準の改正に伴う修正	
6 7 0 0	第7章		コンクリートシェッド	6 7 0 0	第7章		コンクリートシェッド		
6 7 2 0	第2節		適用すべき諸基準	6 7 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-78	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月)			6-78	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	改正年度を反映	
		6-78	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)			6-78	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)	誤植の修正	
		6-78	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成20年3月)			6-78	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成25年3月)	改正年度を反映	
		6-78	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成20年3月)			6-78	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月)	改正年度を反映	
6 7 4 0	第4節		プレキャストシェッド上部工	6 7 4 0	第4節		プレキャストシェッド上部工		
6 7 4 6	2. 調整及び試験	6-80	プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。 ①引張装置のキャリブレーション	6 7 4 6	2. 調整及び試験	6-80	プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。 ①ジャッキのキャリブレーション	諸基準の改正に伴う修正	
6 8 0 0	第8章		鋼製シェッド	6 8 0 0	第8章		鋼製シェッド		
6 8 2 0	第2節		適用すべき諸基準	6 8 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
6 8 2 0		6-83	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	6 8 2 0		6-83	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	改正年度を反映	
6 8 2 0		6-83	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	6 8 2 0		6-83	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	改正年度を反映	
6 8 2 0		6-83		6 8 2 0		6-83	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	国土交通省の改定にあわせ追加	
6 14 0 0	第14章		道路維持	6 14 0 0	第14章		道路維持		
6 14 2 0	第2節		適用すべき諸基準	6 14 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		6-102	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	6 14 2 0		6-102	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	誤植の修正	
6 16 0 0	第16章		道路修繕	6 16 0 0	第16章		道路修繕		
	第2節		適用すべき諸基準		第2節		適用すべき諸基準		
		6-133	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)			6-133	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	改正年度を反映	
		6-133	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)			6-133	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	誤植の修正	
6 16 17 0	第17節		法面工	6 16 17 0	第17節		法面工		
6 16 17 1	16-17-1		一般事項	6 16 17 0	16-17-1		一般事項		
6 16 17 2	2. 適用規定	6-140	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6 16 17 2	2. 適用規定	6-140	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改正に伴う修正	

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正				
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
6 16 24 0	第24節		橋脚巻立て工		6 16 24 0	第24節		橋脚巻立て工	
6 16 24 2	4. 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚	6-146	塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とするものとする。		6 16 24 2	4. 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚	6-146	塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋防食便覧」(平成26年3月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とするものとする。	諸基準の改正に伴う修正
8 0 0 0	第8編		下水道		8 0 0 0	第8編		下水道	
8 1 0 0	第1章		管路		8 1 0 0	第1章		管路	
8 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		8 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準	
		8-1	国土交通省 コンクリート中の塩化物総量規制について(昭和61年6月)				8-1		削除;生コンクリート取扱いマニュアル(三重県)によるとなっているため整合を図る。
		8-1	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)				8-1	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	
		8-1	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(2001年)				8-1	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(2009年)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説(2010年)				8-1	日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説(2010年)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(2008年3月)				8-1	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(2013年3月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(2008年3月)				8-1	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(2013年3月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(案)(平成12年版)				8-1	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(案)(平成24年6月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成19年6月)				8-1	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-1	日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2006年)				8-1	日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年)	諸基準の改正に伴う修正
8 2 0 0	第2章		処理場・ポンプ場		8 2 0 0	第2章		処理場・ポンプ場	
8 2 2 0	第2節		適用すべき諸基準		8 2 2 0	第2節		適用すべき諸基準	
		8-34	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月)				8-34	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成22年6月一部改正)	
		8-34	国土交通省 公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)(平成15年6月)				8-34	国土交通省 公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)(平成20年12月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(2001年版)				8-34	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(2009年版)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	日本下水道協会 下水道維持管理指針(2003年版)				8-34	日本下水道協会 下水道維持管理指針(2014年版)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(1997年版)				8-34	日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年版)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)				8-34	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)				8-34	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(案)(平成12年版)				8-34	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(案)(平成24年6月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)				8-34	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)				8-34	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	誤植の修正
		8-34	(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(2005)				8-35	(公社)日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書(2009)	諸基準の改正に伴う修正
		8-34	国土交通省 公共建築工事標準仕様書(平成22年3月)				8-35	国土交通省 公共建築工事標準仕様書(平成25年版)	諸基準の改正に伴う修正
10 0 0 0	第10編		植栽工編		10 0 0 0			植栽工編	
10 1 2 0	第1章		植栽		10 1 2 0			植栽	
10 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		10 1 2 0			適用すべき諸基準	
		10-1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成22年度版)(平成22年6月)				10-1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版)(平成25年6月)	諸基準の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
10 1 3 0	第3節		植栽工		10 1 3 0	第3節		植栽工		
10 1 3 2	1-3-2	10-8	材料	11. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものである。 (1) 薬剤は、農薬取締法(昭和23年、法律第82号)に基づくものでなければならない。	10 1 3 2	1-3-2	10-8	材料	11. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものである。 (1) 薬剤は、農薬取締法(平成26年、法律第69号)に基づくものでなければならない。	諸基準の改正に伴う修正
11 0 0 0	第11編		水道・工業用水道編		11 0 0 0	第11編		水道・工業用水道編		
11 1 0 0	第1章		一般事項		11 1 0 0	第1章		一般事項		
11 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		11 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		11-1	(社)日本水道協会	水道施設設計指針 (2000)			11-1	(公社)日本水道協会	水道施設設計指針 (2012)	諸基準の改正に伴う修正
		11-1	(社)日本水道協会	水道維持管理指針 (2006)			11-1	(公社)日本水道協会	水道維持管理指針 (2006)	団体名称の修正
		11-1	(社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説 (2009)			11-1	(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説 (2009)	団体名称の修正
		11-1	(社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説 (2004)			11-1	(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説 (2004)	団体名称の修正
		11-1	(社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針 (1993)			11-1	(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針 (1993)	団体名称の修正
12 0 0 0	第12編		農業農村整備編		12 0 0 0	第12編		農業農村整備編		
12 2 0 0	第2章		農道工事		12 2 0 0	第2章		農道工事		
12 2 2 1	第2節		適用すべき諸基準		12 2 2 1	第2節		適用すべき諸基準		
		12-6	(社)土木学会	コンクリート標準示方書			12-6	(公社)土木学会	コンクリート標準示方書	団体名称の修正
		12-6	(社)日本道路協会	道路橋示方書・同解説			12-6	(公社)日本道路協会	道路橋示方書・同解説	団体名称の修正
		12-6	(社)日本道路協会	道路土工・仮設構造物工指針			12-6	(公社)日本道路協会	道路土工・仮設構造物工指針	団体名称の修正
12 2 14 0	第14節		付帯施設工		12 2 14 0	第14節		付帯施設工		
12 2 14 3	2-14-3	12-13	一般事項 (2) 受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説((社)日本道路協会)、道路土工・施工指針((社)日本道路協会)及び道路標識ハンドブック((社)日本道路協会)によらなければならない。		12 2 14 3	2-14-3	12-13	一般事項 (2) 受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説((公社)日本道路協会)、道路土工・施工指針((公社)日本道路協会)及び道路標識ハンドブック((公社)日本道路協会)によらなければならない。		団体名称の修正
12 3 0 0	第3章		水路工事		12 3 0 0	第3章		水路工事		
12 3 2 1	第2節	12-18	適用すべき諸基準 (社)土木学会 コンクリート標準示方書		12 3 2 1	第2節	12-18	適用すべき諸基準 (公社)土木学会 コンクリート標準示方書		団体名称の修正
12 4 0 0	第4章		河川及び排水路工事		12 4 0 0	第4章		河川及び排水路工事		
12 4 2 1	第2節		適用すべき諸基準		12 4 2 1	第2節		適用すべき諸基準		
		12-27	(社)土木学会	コンクリート標準示方書			12-27	(公社)土木学会	コンクリート標準示方書	団体名称の修正
		12-27	(社)日本道路協会	道路橋示方書・同解説			12-27	(公社)日本道路協会	道路橋示方書・同解説	団体名称の修正
		12-27	(社)日本道路協会	道路土工・仮設構造物工指針			12-27	(公社)日本道路協会	道路土工・仮設構造物工指針	団体名称の修正
12 4 6 0	第6節		法覆護岸工		12 4 6 0	第6節		法覆護岸工		
12 4 6 5	4-6-5	12-29	覆土工の施工については、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工・(漁港)土工の規定によるものとする。		12 4 6 5	4-6-5	12-29	覆土工の施工については、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工・漁港土工の規定によるものとする。		誤植の修正
12 5 0 0	第5章		管水路工事		12 5 0 0	第5章		管水路工事		
12 5 2 1	第2節	12-36	適用すべき諸基準 (2) コンクリート標準示方書 (社)土木学会		12 5 2 1	第2節	12-36	適用すべき諸基準 (2) コンクリート標準示方書 (公社)土木学会		団体名称の修正
12 7 0 0	第7章		PC橋工事		12 7 0 0	第7章		PC橋工事		
12 7 2 1	第2節	12-56	適用すべき諸基準 (社)日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 III コンクリート橋編)・同解説		12 7 2 1	第2節	12-56	適用すべき諸基準 (公社)日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 III コンクリート橋編)・同解説		団体名称の修正
		12-56	(社)日本道路協会	道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説			12-56	(公社)日本道路協会	道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説	団体名称の修正
		12-56	(社)日本道路協会	道路橋支承便覧			12-56	(公社)日本道路協会	道路橋支承便覧	団体名称の修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
		12-56	(社) 土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針			12-56	(公社) 土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧			12-56	(公社) 日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧			12-56	(公社) 日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説			12-56	(公社) 日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説			12-56	(公社) 日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針			12-56	(公社) 日本道路協会	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説			12-56	(公社) 日本道路協会	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	舗装施工便覧			12-56	(公社) 日本道路協会	舗装施工便覧	団体名称の修正
		12-56	(社) 日本道路協会	舗装調査試験法便覧			12-56	(公社) 日本道路協会	舗装調査試験法便覧	団体名称の修正
12 7 4 1	第4節			橋梁付属物工	12 7 4 1	第4節				
12 7 4 8	7-4-8	12-60		5. 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび錆及び付着した油脂類は除去しなければならない。	12 7 4 8	7-4-8	12-60		5. 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白錆及び付着した油脂類は除去しなければならない。	誤植の修正
12 8 0 0	第8章			橋梁下部工事	12 8 0 0	第8章			橋梁下部工事	
12 8 2 1	第2節			適用すべき諸基準	12 8 2 1	第2節			適用すべき諸基準	
		12-67	(社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)・同解説			12-67	(公社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)・同解説	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)・同解説			12-67	(公社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)・同解説	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)・同解説			12-67	(公社) 日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)・同解説	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	鋼道路橋施工便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路橋支承便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	道路橋支承便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路橋補修便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	道路橋補修便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	杭基礎施工便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	杭基礎施工便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	杭基礎設計便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	杭基礎設計便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧			12-67	(公社) 日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路土工-盛土工指針			12-67	(公社) 日本道路協会	道路土工-盛土工指針	団体名称の修正・誤植の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路土工-擁壁工指針			12-67	(公社) 日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路土工-カルバート工指針			12-67	(公社) 日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	団体名称の修正
		12-67	(社) 日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針			12-67	(公社) 日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	団体名称の修正
12 9 0 0	第9章			頭首工工事	12 9 0 0	第9章			頭首工工事	
12 9 2 1	第2節			適用すべき諸基準	12 9 2 1	第2節			適用すべき諸基準	
		12-70	(社) 日本道路協会	道路橋支承便覧			12-70	(公社) 日本道路協会	道路橋支承便覧	団体名称の修正
12 9 9 12	9-9-12	12-77		受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧((社)日本道路協会)の規定によらなければならない。	12 9 9 12	9-9-12	12-77		受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧((公社)日本道路協会)の規定によらなければならない。	団体名称の修正
12 10 0 0	第10章			機場下部工事	12 10 0 0	第10章			機場下部工事	
12 10 2 1	第2節			適用すべき諸基準	12 10 2 1	第2節			適用すべき諸基準	
		12-78	(社) 日本道路協会	杭基礎施工便覧			12-78	(公社) 日本道路協会	杭基礎施工便覧	団体名称の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	杭基礎設計便覧			12-78	(公社) 日本道路協会	杭基礎設計便覧	団体名称の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧			12-78	(公社) 日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	団体名称の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	道路土工-盛土工指針			12-78	(公社) 日本道路協会	道路土工-盛土工指針	団体名称の修正・誤植の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	道路土工-擁壁工指針			12-78	(公社) 日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	団体名称の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	道路土工-カルバート工指針			12-78	(公社) 日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	団体名称の修正
		12-78	(社) 日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針			12-78	(公社) 日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	団体名称の修正
12 12 0 0	第12章			ため池改修工事	12 12 0 0	第12章			ため池改修工事	
12 12 2 1	第2節			適用すべき諸基準	12 12 2 1	第2節			適用すべき諸基準	
		12-90	(社) 農業土木学会	土地改良事業設計指針「ため池整備」			12-90	(公社) 農業農村工学会	土地改良事業設計指針「ため池整備」	団体名称の修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁 数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁 数	新条文		改正理由
12 13 0 0	第13章		推進工事		12 13 0 0	第13章		推進工事		
12 13 2 1	第2節		適用すべき諸基準 (社)日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (社)日本下水道事業団 土木工事必携			第2節		適用すべき諸基準 (公社)日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 地方共同法人 日本下水道事業団 土木工事必携		団体名称の修正 団体名称の修正
13 0 0 0	第13編		漁港漁場編			第13編		漁港漁場編		
13 2 0 0	第2章		一般施工			第2章		一般施工		
13 2 2 0	第2節		適用すべき諸基準 (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き (2003年度版)			第2節		適用すべき諸基準 (公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き (2003年度版)		団体名称の修正
		13-9	(社)全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 (平成8年度版)				13-9	(公社)全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引き (平成25年度版)		諸基準の改正に伴う修正 団体名称の修正
14 0 0 0	第14編		林道編		14 0 0 0	第14編		林道編		
14 1 0 0	第1章		道路開設・改良		14 1 0 0	第1章		道路開設・改良		
14 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		14 1 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		14-1	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成12年3月)				14-1	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)		改正年度を反映
		14-1	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成11年3月)				14-1	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)		改正年度を反映
		14-1	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)				14-1	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)		改正年度を反映
		14-1	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				14-1	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映
		14-1	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)				14-1	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)		改正年度を反映
		14-1	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)				14-1	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
		14-1	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)				14-1	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)		改正年度を反映
14 1 4 0	第4節		法面工		14 1 4 0	第4節		法面工		
14 1 4 1	1-4-1		一般事項		14 1 4 1	1-4-1		一般事項		
14 1 4 1	2.適用規定	14-2	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		14 1 4 1	2.適用規定	14-2	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		諸基準の改正に伴う修正
14 1 5 0	第5節		擁壁工		14 1 5 0	第5節		擁壁工		
14 1 5 1	1-5-1		一般事項		14 1 5 1	1-5-1		一般事項		
14 1 5 1	2.適用規程	14-4	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		14 1 5 1	2.適用規程	14-4	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		諸基準の改正に伴う修正
14 2 0 0	第2章		舗装		14 2 0 0	第2章		舗装		
14 2 2 0	第2節		適用すべき諸基準		14 2 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		14-16	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)				14-16	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)		誤植の修正
		14-16	国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)				14-16	国土交通省 防護柵の設置基準 (平成16年3月)		誤植の修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正					
編 章 節 項	項目見出し	頁数	現行条文		編 章 節 項	項目見出し	頁数	新条文		改正理由
	第8節 2-8-1 3.適用規定	14-21	標識工 一般事項 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。			第9節 2-9-1 3.適用規定	14-21	標識工 一般事項 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		改正年度を反映
14 3 0 0	第3章		橋梁下部		14 3 0 0	第3章		橋梁下部		
14 3 2 0	第2節		適用すべき諸基準		14 3 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		14-31	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				14-31	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映。
		14-31	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成11年3月)				14-31	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)		改正年度を反映。
14 4 0 0	第4章		鋼橋上部			第4章		鋼橋上部		
14 4 2 0	第2節		適用すべき諸基準			第2節		適用すべき諸基準		
		14-41	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				14-41	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		改正年度を反映
14 5 0 0	第5章		コンクリート橋上部			第5章		コンクリート橋上部		
14 5 2 0	第2節		適用すべき諸基準			第2節		適用すべき諸基準		
		14-50	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)				14-50	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
	第11節 5-11-2 3.適用規程(3)	14-60	PC片持箱桁製作工 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)			第11節 5-11-2 3.適用規程(3)	14-60	PC片持箱桁製作工 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
	第12節 5-12-2 3.適用規程(3)	14-61	PC押し出し箱桁製作工 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)				14-61	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)		誤植の修正
14 6 0 0	第6章		トンネル (NATM)		14 6 0 0	第6章		トンネル (NATM)		
14 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準		14 6 2 0	第2節		適用すべき諸基準		
		14-65	日本道路協会 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (平成15年11月)				14-65	日本道路協会 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (平成20年10月)		改正年度を反映
		14-66	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成11年3月)				14-66	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)		改正年度を反映
		14-66	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及びびじん等の測定) (平成17年6月)				14-66	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及びびじん等の測定) (平成24年3月)		改正年度を反映
		14-66	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)				14-66	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)		改正年度を反映
14 6 5 0	第5節		覆工		14 6 5 0	第5節		覆工		
14 6 5 3	6-5-3		覆工コンクリート工		14 6 5 3	6-5-3		覆工コンクリート工		
14 6 5 3	3.コンクリートの締固め	14-71	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。		14 6 5 3	3.コンクリートの締固め	14-72	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。		諸基準の改正に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正								
編	章	節	項	項目見出し	頁数	編	章	節	項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
15	0	0	0	第15編		15	0	0	0	第15編		治山編	
15	1	0	0	第1章		15	1	0	0	第1章		溪間工	
15	1	2	0	第2節		15	1	2	0	第2節		適用すべき諸基準	
					15-1						15-1	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)	改正年度を反映
					15-1						15-1	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)	改正年度を反映
					15-1						15-1	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月)	改正年度を反映
					15-1						15-1	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	改正年度を反映
					15-1						15-1	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成11年3月)	改正年度を反映
					15-1						15-1	日本治山治水協会 治山技術基準解説(総則・山地治山編)	改正年度を反映
15	3	0	0	第3章		15	3	0	0	第3章		地すべり防止工	
15	3	2	0	第2節		15	3	2	0	第2節		適用すべき諸基準	
					15-26						15-26	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	改正年度を反映
					15-26						15-26	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成11年3月)	改正年度を反映
					15-26						15-26	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)	改正年度を反映
					15-26						15-26	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成12年3月)	改正年度を反映
					15-26						15-26	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)	改正年度を反映
					15-26						15-26	日本治山治水協会 治山技術基準解説(総則・山地治山編)	改正年度を反映
					15-26						15-26	日本治山治水協会 治山技術基準解説(地すべり防止編)	改正年度を反映
15	7	0	0	第7章		15	7	0	0	第7章		仮設工	
15	7	3	0	第3節		15	7	3	0	第3節		足場工	
15	7	3	1	7-3-1		15	7	3	1	7-3-1		一般的事項	
15	7	3	1		15-39	15	7	3	1		15-39	3. 受注者は、足場工の施工に当たり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	改正年度を反映
				建設工事施工管理基準(案)						建設工事施工管理基準(案)			
				7.その他	2					7.その他	2	(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	誤植の修正
				出来形管理基準及び規格値									別紙1の通り
				品質管理基準及び規格値									別紙2の通り

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

現 行					改 正									
編	章	節	項	項目見出し	頁数	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	頁数	新条文	改正理由
				生コンクリートの取り扱いマニュアル	12	テストハンマーによる強度推定調査票（4）補正值/R例 表中 1.15					生コンクリートの取り扱いマニュアル	16	テストハンマーによる強度推定調査票（4）補正值/R例 表中 1.12	誤植の修正

現 行	改 正	理 由										
<p>第 1 編共通編 1-1-37 環境対策 2.排出ガス対策型建設機械</p> <p style="text-align: center;">表 1-4</p> <table border="1" data-bbox="210 336 1003 863"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 - 3 8</p>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。	<p>第 1 編共通編 1-1-37 環境対策 2.排出ガス対策型建設機械</p> <p style="text-align: center;">表 1-4</p> <table border="1" data-bbox="1039 336 1832 935"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 - 3 9</p>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの		<p>国土交通省の改正にあわせた修正</p>
機 種	備 考											
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。											
機 種	備 考											
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの												

現 行	改 正	理 由										
<p>第 1 編共通編 1-1-37 環境対策 2.排出ガス対策型建設機械</p> <p style="text-align: center;">表 1-5</p> <table border="1" data-bbox="203 304 1010 517"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 - 3 9</p>	機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>第 1 編共通編 1-1-37 環境対策 2.排出ガス対策型建設機械</p> <p style="text-align: center;">表 1-5</p> <table border="1" data-bbox="1032 304 1839 592"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 - 3 9</p>	機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの 		<p>国土交通省の改正にあわせた修正</p>
機 種	備 考											
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
機 種	備 考											
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの 												

現 行					改 正								理 由
第 2 編材料編 2-5-6 安定材 1. 歴青材料の品質					第 2 編材料編 2-5-6 安定材 1. 歴青材料の品質								「舗装再生便覧（平成 22 年版）」の内容修正による改正
表 2-17 舗装用石油アスファルトの規格					表 2-17 舗装用石油アスファルトの規格								
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	
針入度(25℃) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	針入度(25℃) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下	
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	
伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	
トルエン 可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	トルエン 可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	210 以上	
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	-	-	-	
薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	-	-	-	
蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下	
密度(15℃) g/c cm ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	-	-	-	
[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。					[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。								
1 - 6 5					1 - 6 6								

現 行		改 正		理 由																																																																																													
第 2 編材料編 2-14-1 道路標識		第 2 編材料編 2-14-1 道路標識		諸基準の改正に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。																																																																																													
<p>表 2-35 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">封入レンズ型</td> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20°</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。</p> <p style="text-align: center;">1 - 8 6</p>			観測角°			入射角°	白	黄	赤	緑	青	封入レンズ型	12°	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	20°	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	<p>表 2-35 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。</p> <p style="text-align: center;">1 - 8 7</p>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																										
封入レンズ型	12°	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																										
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																										
	20°	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																										
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																										
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																										
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																										
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																											
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																											
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																											
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																											
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																											
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																											

現 行		改 正						理 由																																																																																															
第 2 編材料編 2-14-1 道路標識		第 2 編材料編 2-14-1 道路標識						諸基準の改正に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。																																																																																															
<p>表 2-36 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">20°</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">2</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>			観測角°	入射角°	白	黄	赤		緑	青	カプセルレンズ型	12°	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11		20°	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0		2	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	<p>表 2-36 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>						観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																
カプセルレンズ型	12°	5°	250	170	45	45	20																																																																																																
		30°	150	100	25	25	11																																																																																																
	20°	5°	180	122	25	21	14																																																																																																
		30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																
	2	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																	
12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																	
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																	
20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																	
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																	
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																	
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																	
[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。		[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。																																																																																																					
1 - 8 6		1 - 8 7																																																																																																					

現 行					改 正					理 由					
第 1 編土木工事共通編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工 2.ブロック組立て施工					第 3 編土木工事共通編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工 2.ブロック組立て施工					JIS の内容修正による改正					
表 3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準					表 3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準										
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件				
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—				
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵				粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵						
	可使時間	時間	2 以上				可使時間	時間	2 以上						
	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上				だれ最小厚さ	mm	0.3 以上						
硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	20±2℃	20±2℃	硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	23±2℃	20±2℃				
	引張強さ	N/mm ²	12.5 以上						引張強さ			N/mm ²	12.5 以上		
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0 以上						圧縮強さ			N/mm ²	50.0 以上		
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5 以上						引張せん断接着強さ			N/mm ²	12.5 以上		
接着強さ	N/mm ²	6.0 以上			7日間	接着強さ	N/mm ²	6.0 以上			7日間				
[注 1] 可使時間は練りませからゲル化開始までの時間の 70%の時間をいうものとする。					[注 1] 可使時間は練りませからゲル化開始までの時間の 70%の時間をいうものとする。										
[注 2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ 1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。					[注 2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ 1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。										
[注 3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。					[注 3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。										
1-109					1-109										

現 行	改 正	理 由																				
<p>第 1 編土木工事共通編 3-3-24 現場継手工 4.締付けボルト軸力</p> <p>表 3-8 常温時以外 (0~10℃、3~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="313 304 900 483"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>67~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 - 1 1 5</p>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	67~211	M22	207~261	M24	241~304	<p>第 1 編土木工事共通編 3-3-24 現場継手工 4.締付けボルト軸力</p> <p>表 3-8 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="1142 304 1729 483"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 - 1 1 5</p>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	<p>表題の修正</p> <p>誤植の修正</p>
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																				
S10T	M20	67~211																				
	M22	207~261																				
	M24	241~304																				
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																				
S10T	M20	167~211																				
	M22	207~261																				
	M24	241~304																				

現 行	改 正	理 由																																																																																																						
第 1 編土木工事共通編 3-3-33 現場塗装工 10. 塗装の禁止条件 表 3-10 塗装禁止条件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温 (°C)</th> <th style="text-align: center;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">0以下</td> <td style="text-align: center;">50以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>耐熱プライマー</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5以下20以上</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシMIO塗料</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシMIO塗料 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5以下20以上</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料上塗</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗</td> <td style="text-align: center;">0以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>ガラスフレーク含有塗料 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料 (ビニルエステル樹脂)</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>ガラス繊維強化プラスチック (FRP)</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>シリコン系耐熱塗料</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> <tr> <td>シリコン系汚熱塗料</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> <td style="text-align: center;">85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	耐熱プライマー	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用)	5以下20以上	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上	エポキシMIO塗料	10以下	85以上	エポキシMIO塗料 (低温用)	5以下20以上	85以上	エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上	ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上	ガラスフレーク含有塗料 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料 (ビニルエステル樹脂)	5以下	85以上	ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ	10以下	85以上	耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上	シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上	シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上	第 1 編土木工事共通編 3-3-33 現場塗装工 10. 塗装の禁止条件 表 3-10 塗装禁止条件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温 (°C)</th> <th style="text-align: center;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">0 以下</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、20 以上</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td style="text-align: center;">10 以下、30 以上</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td style="text-align: center;">5 以下、20 以上</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td style="text-align: center;">0 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> <td style="text-align: center;">85 以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	「鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）」の内容修正による改正
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																																																																																						
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																						
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																																						
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																						
耐熱プライマー	5以下	85以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	10以下	85以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用)	5以下20以上	85以上																																																																																																						
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上																																																																																																						
エポキシMIO塗料	10以下	85以上																																																																																																						
エポキシMIO塗料 (低温用)	5以下20以上	85以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																						
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上																																																																																																						
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上																																																																																																						
ガラスフレーク含有塗料 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料 (ビニルエステル樹脂)	5以下	85以上																																																																																																						
ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5以下	85以上																																																																																																						
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上																																																																																																						
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上																																																																																																						
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上																																																																																																						
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上																																																																																																						
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																																																																																						
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																																						
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下																																																																																																						
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上																																																																																																						
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																																						
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																																						
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上																																																																																																						
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																																						
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上																																																																																																						
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																																																																																																						
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上																																																																																																						
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上																																																																																																						
1-122	1-122																																																																																																							

現 行	改 正	理 由																																																																																		
<p>第 1 編土木工事共通編 工場製作工 3-13-2 材料 10.工場塗装工の材料</p> <p style="text-align: center;">表 3-58 塗料の可使時間</p> <table border="1" data-bbox="268 303 945 1181"> <thead> <tr> <th>塗料名</th> <th>可使時間（時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>20℃、8 以内</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー</td> <td rowspan="3">20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10℃、8 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td rowspan="2">30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>20℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td> <td>5℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td> <td rowspan="2">10℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>20℃、1 以内</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>10℃、1 以内</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗</td> <td rowspan="3">20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td rowspan="5">30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-213</p>	塗料名	可使時間（時間）	長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内	無機ジンクリッチプライマー	20℃、5 以内	無機ジンクリッチペイント	有機ジンクリッチペイント	エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内	30℃、3 以内	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	10℃、3 以内	変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料用中塗	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	<p>第 1 編土木工事共通編 工場製作工 3-13-2 材料 10.工場塗装工の材料</p> <p style="text-align: center;">表 3-58 多液形塗料の可使時間</p> <table border="1" data-bbox="1097 303 1774 1181"> <thead> <tr> <th>塗料名</th> <th>可使時間（時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>20℃、8 以内</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー</td> <td rowspan="3">20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10℃、8 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td rowspan="2">30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>20℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td> <td>5℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td> <td rowspan="2">10℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>20℃、1 以内</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td> <td>10℃、1 以内</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗</td> <td rowspan="3">20℃、5 以内</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td rowspan="5">30℃、3 以内</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-213</p>	塗料名	可使時間（時間）	長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内	無機ジンクリッチプライマー	20℃、5 以内	無機ジンクリッチペイント	有機ジンクリッチペイント	エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内	30℃、3 以内	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	10℃、3 以内	変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料用中塗	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	<p>「鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）」の内容修正による改正</p>
塗料名	可使時間（時間）																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー	20℃、5 以内																																																																																			
無機ジンクリッチペイント																																																																																				
有機ジンクリッチペイント																																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内																																																																																			
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内																																																																																			
	30℃、3 以内																																																																																			
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	10℃、3 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）																																																																																				
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗	20℃、5 以内																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗																																																																																				
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																				
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																				
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				
塗料名	可使時間（時間）																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー	20℃、5 以内																																																																																			
無機ジンクリッチペイント																																																																																				
有機ジンクリッチペイント																																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内																																																																																			
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内																																																																																			
	30℃、3 以内																																																																																			
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	10℃、3 以内																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）																																																																																				
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗	20℃、5 以内																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗																																																																																				
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																				
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																				
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																				

現 行			改 正			理 由																																																																																																																																															
第 1 編土木工事共通編 3-13-11 工場塗装工 3.気温・湿度の条件 表 3-69 塗装禁止条件			第 1 編土木工事共通編 3-13-11 工場塗装工 3.気温・湿度の条件 表 3-69 塗装禁止条件			「鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）」の内容修正による改正																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温 (℃)</th> <th style="text-align: center;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチプライマー</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐熱プライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料（水中部用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料（大気部用）</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシMIO塗料</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシMIO塗料（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ポリウレタン樹脂塗料用中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ポリウレタン樹脂塗料用上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料用上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ガラスフレーク含有塗料（エポキシ樹脂）</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ガラスフレーク含有塗料（ビニルエステル樹脂）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガラス繊維強化プラスチック（FRP）</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>耐熱アルミニウム塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>アルミニウム塗料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリコン系耐熱塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>シリコン系汚熱塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下		85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチプライマー	10以下	85以上	有機ジンクリッチペイント			耐熱プライマー	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料（水中部用）			エポキシ樹脂塗料（大気部用）	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）			変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）			エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）	5以下20以上	85以上	エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）			変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）			変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）			鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上	エポキシMIO塗料	10以下	85以上	エポキシMIO塗料（低温用）	5以下20以上	85以上	エポキシ樹脂塗料中塗			ポリウレタン樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗			エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上	ポリウレタン樹脂塗料用上塗	0以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用上塗			長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上	ガラスフレーク含有塗料（エポキシ樹脂）	5以下	85以上	ガラスフレーク含有塗料（ビニルエステル樹脂）			ガラス繊維強化プラスチック（FRP）	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ	10以下	85以上	耐熱アルミニウム塗料	5以下	85以上	アルミニウム塗料			シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上	シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温 (℃)</th> <th style="text-align: center;">湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※</td><td style="text-align: center;">10以下、30以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	
塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																			
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																					
有機ジンクリッチプライマー	10以下	85以上																																																																																																																																																			
有機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																					
耐熱プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料（水中部用）																																																																																																																																																					
エポキシ樹脂塗料（大気部用）	10以下	85以上																																																																																																																																																			
変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）																																																																																																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）																																																																																																																																																					
エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）	5以下20以上	85以上																																																																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）																																																																																																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用）																																																																																																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）																																																																																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																			
エポキシMIO塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																			
エポキシMIO塗料（低温用）	5以下20以上	85以上																																																																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																					
ポリウレタン樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗																																																																																																																																																					
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ポリウレタン樹脂塗料用上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用上塗																																																																																																																																																					
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ガラスフレーク含有塗料（エポキシ樹脂）	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ガラスフレーク含有塗料（ビニルエステル樹脂）																																																																																																																																																					
ガラス繊維強化プラスチック（FRP）	5以下	85以上																																																																																																																																																			
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上																																																																																																																																																			
耐熱アルミニウム塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																			
アルミニウム塗料																																																																																																																																																					
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																			
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																			
塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																			
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																					
有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上																																																																																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																			
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																																																																			
1-226			注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。																																																																																																																																																		
			1-226																																																																																																																																																		

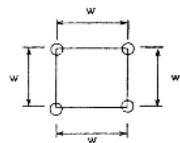
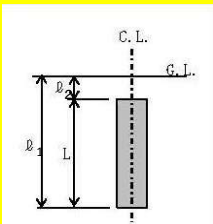
現 行	改 正	理 由																																																															
<p>第 1 編共通編 5-10-3 養生 5.養生中のコンクリート温度</p> <p style="text-align: center;">表 5-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">断面</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">普 通 の 場 合</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">セメントの種類</th> <th style="width: 15%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 15%;">早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th style="width: 15%;">混 合 セメント B 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">養生温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構造物の露出状態</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 連続してあるいはしば しば水で飽和される部分</td> <td style="text-align: center;">5℃</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> <td style="text-align: center;">12 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10℃</td> <td style="text-align: center;">7 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 普通の露出状態にあり (1) に属さない部分</td> <td style="text-align: center;">5℃</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10℃</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p> <p style="text-align: center;">1-291</p>	断面	普 通 の 場 合				セメントの種類	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混 合 セメント B 種	養生温度					構造物の露出状態					(1) 連続してあるいはしば しば水で飽和される部分	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) 普通の露出状態にあり (1) に属さない部分	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>第 1 編共通編 5-10-3 養生 5.養生中のコンクリート温度</p> <p style="text-align: center;">表 5-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">混 合 セメント B 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合</td> <td style="text-align: center;">5℃</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> <td style="text-align: center;">12 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10℃</td> <td style="text-align: center;">7 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合</td> <td style="text-align: center;">5℃</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10℃</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p> <p style="text-align: center;">1-292</p>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混 合 セメント B 種	(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>「コンクリート標準示方書 施工編（2012 年版）」の内容修正による改正</p>
断面		普 通 の 場 合																																																															
	セメントの種類	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混 合 セメント B 種																																																													
養生温度																																																																	
構造物の露出状態																																																																	
(1) 連続してあるいはしば しば水で飽和される部分	5℃	9 日	5 日	12 日																																																													
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																													
(2) 普通の露出状態にあり (1) に属さない部分	5℃	4 日	3 日	5 日																																																													
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																													
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類																																																															
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混 合 セメント B 種																																																													
(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																													
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																													
(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																													
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																													

現 行	改 正	理 由																																																																																																																																																								
<p>生コンクリート取り扱いマニュアル</p> <p style="text-align: center;">テストハンマーによる強度推定調査票（４） 構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）</p> <p style="text-align: center;">＜表の一部を省略＞</p> <p>参考：シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定法指針（（社）日本材料学会） 指定圧縮強度 $F(N/mm^2) = 0.098 \times (-184 + 13 \times R_o (kg/cm^2))$ 基準硬度 $R_o = R + \Delta R$ 反発硬度：R 補正值：ΔR</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7">補正值ΔR例（各シュミットハンマーにより確認すること）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">打撃方向</th> <th>角度</th> <th>+90°</th> <th>+45°</th> <th>-45°</th> <th>-90°</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R=20</td> <td>-5.4</td> <td>-3.5</td> <td>+2.5</td> <td>+3.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=30</td> <td>-4.7</td> <td>-3.1</td> <td>+2.3</td> <td>+3.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=40</td> <td>-3.6</td> <td>-2.6</td> <td>+2.0</td> <td>+2.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=50</td> <td>-3.1</td> <td>-2.1</td> <td>+1.6</td> <td>+2.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=60</td> <td>-2.3</td> <td>-1.6</td> <td>+1.3</td> <td>+1.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥状態</td> <td>乾燥</td> <td>±0</td> <td>濡れている</td> <td>+5.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材齢</td> <td>日</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.55</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="7">補正值ΔR例（各シュミットハンマーにより確認すること）</th> </tr> </tbody> </table>	補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）							打撃方向	角度	+90°	+45°	-45°	-90°		R=20	-5.4	-3.5	+2.5	+3.4			R=30	-4.7	-3.1	+2.3	+3.1			R=40	-3.6	-2.6	+2.0	+2.7			R=50	-3.1	-2.1	+1.6	+2.2			R=60	-2.3	-1.6	+1.3	+1.7			乾燥状態	乾燥	±0	濡れている	+5.0			材齢	日	10	20	28				1.55	1.15	1.00			補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）							<p>生コンクリート取り扱いマニュアル</p> <p style="text-align: center;">テストハンマーによる強度推定調査票（４） 構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）</p> <p style="text-align: center;">＜表の一部を省略＞</p> <p>参考：シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定法指針（（社）日本材料学会） 指定圧縮強度 $F(N/mm^2) = 0.098 \times (-184 + 13 \times R_o (kg/cm^2))$ 基準硬度 $R_o = R + \Delta R$ 反発硬度：R 補正值：ΔR</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7">補正值ΔR例（各シュミットハンマーにより確認すること）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">打撃方向</th> <th>角度</th> <th>+90°</th> <th>+45°</th> <th>-45°</th> <th>-90°</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R=20</td> <td>-5.4</td> <td>-3.5</td> <td>+2.5</td> <td>+3.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=30</td> <td>-4.7</td> <td>-3.1</td> <td>+2.3</td> <td>+3.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=40</td> <td>-3.6</td> <td>-2.6</td> <td>+2.0</td> <td>+2.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=50</td> <td>-3.1</td> <td>-2.1</td> <td>+1.6</td> <td>+2.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R=60</td> <td>-2.3</td> <td>-1.6</td> <td>+1.3</td> <td>+1.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥状態</td> <td>乾燥</td> <td>±0</td> <td>濡れている</td> <td>+5.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材齢</td> <td>日</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.55</td> <td>1.12</td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="7">補正值ΔR例（各シュミットハンマーにより確認すること）</th> </tr> </tbody> </table>	補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）							打撃方向	角度	+90°	+45°	-45°	-90°		R=20	-5.4	-3.5	+2.5	+3.4			R=30	-4.7	-3.1	+2.3	+3.1			R=40	-3.6	-2.6	+2.0	+2.7			R=50	-3.1	-2.1	+1.6	+2.2			R=60	-2.3	-1.6	+1.3	+1.7			乾燥状態	乾燥	±0	濡れている	+5.0			材齢	日	10	20	28				1.55	1.12	1.00			補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）							<p>誤植の修正</p>
補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）																																																																																																																																																										
打撃方向	角度	+90°	+45°	-45°	-90°																																																																																																																																																					
	R=20	-5.4	-3.5	+2.5	+3.4																																																																																																																																																					
R=30	-4.7	-3.1	+2.3	+3.1																																																																																																																																																						
R=40	-3.6	-2.6	+2.0	+2.7																																																																																																																																																						
R=50	-3.1	-2.1	+1.6	+2.2																																																																																																																																																						
R=60	-2.3	-1.6	+1.3	+1.7																																																																																																																																																						
乾燥状態	乾燥	±0	濡れている	+5.0																																																																																																																																																						
材齢	日	10	20	28																																																																																																																																																						
		1.55	1.15	1.00																																																																																																																																																						
補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）																																																																																																																																																										
補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）																																																																																																																																																										
打撃方向	角度	+90°	+45°	-45°	-90°																																																																																																																																																					
	R=20	-5.4	-3.5	+2.5	+3.4																																																																																																																																																					
R=30	-4.7	-3.1	+2.3	+3.1																																																																																																																																																						
R=40	-3.6	-2.6	+2.0	+2.7																																																																																																																																																						
R=50	-3.1	-2.1	+1.6	+2.2																																																																																																																																																						
R=60	-2.3	-1.6	+1.3	+1.7																																																																																																																																																						
乾燥状態	乾燥	±0	濡れている	+5.0																																																																																																																																																						
材齢	日	10	20	28																																																																																																																																																						
		1.55	1.12	1.00																																																																																																																																																						
補正值 ΔR 例（各シュミットハンマーにより確認すること）																																																																																																																																																										

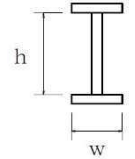

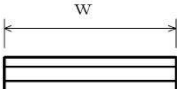
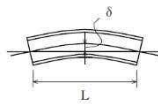
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	改定理由	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		基準書の名称変更および引用元の掲載ページ変更。	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	18		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 1施工箇所毎。		
							厚さ t	-20			
							幅 w1 w2	-20			
							延長 L1 L2	-200			
				乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		測定頻度は40個に1ヶ所となっているが、乱積みの場合には非現実的である。		
					延長 L1 L2	-t/2					
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	25	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		測定箇所が不明確 表面の凹凸、据付け高さ、仕上げ高さの計測位置、計測方法が判りにくい	
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	25	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		測定箇所が不明確 表面の凹凸、据付け高さ、仕上げ高さの計測位置、計測方法が判りにくい
							車線方向各誤差の 相対差	3			
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	改 定 理 由	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	33		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでは	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		基準の改定に伴い測定基準に追記。	
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。			深度の説明を追加。
						位置・間隔w	D/4以内	100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定			
						杭径 D	設計値以上	全本数			
						深度 ϕ	設計値以上	L = $\phi 1 - \phi 2$ $\phi 1$ は改良体先端深度 $\phi 2$ は改良端天端深度			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	9		プレビーム用桁製作工	部	フランジ 幅 W(m) 腹板高 h(m)	$w \leq 0.5$	± 2	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
								$0.5 < w \leq 1.0$	± 3			
								$1.0 < w \leq 2.0$	± 4			
								$2.0 < w$	$\pm (3 + w/2)$			
						材	フランジの 直角度 δ (mm)		$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 ℓ (m)	$\ell \leq 10$	± 3	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
						$\ell > 10$		± 4				
						仮組立時	主げたのそり δ	$L \leq 20$	$-5 \sim +5$	各主げたについて 10~12m間隔を測定。		
								$20 < L \leq 40$	$-5+ \sim 10$			
						1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	11		工場塗装工	

出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所				
6	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)		5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※耐候性鋼材(裸使用)の場合					
6	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l (m)	$l \leq 10$	±3	図面の寸法表示箇所を測定。				
								$l > 10$	±4					
6	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ注1)		±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	支承中心間隔(橋軸直角方向)の規格値(について、コンクリート橋と鋼橋のそれぞれの規格値と判るように修正。				
						可動支承の移動可能量注2)		設計移動量 ±10以上						
						支承中心間隔(橋軸直角方向)		<table border="1"> <tr> <td>コンクリート橋</td> <td>鋼橋</td> </tr> <tr> <td>±5</td> <td>$\pm\{4 + 0.5 \times (B - 2)\}$</td> </tr> </table>			コンクリート橋	鋼橋	±5	$\pm\{4 + 0.5 \times (B - 2)\}$
						コンクリート橋	鋼橋							
						±5	$\pm\{4 + 0.5 \times (B - 2)\}$							
						下沓の水平度	橋軸方向	1/100						
	橋軸直角方向													
同一支承線上の可動支承のずれの 相対誤差		5												
可動支承の移動量注3)		温度変化に伴う 移動量計算値 の1/2以上												

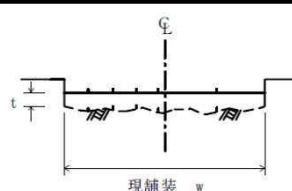
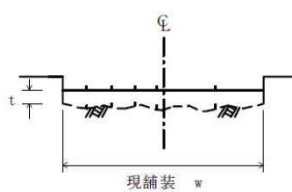
出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 準 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		支承中心間隔(橋軸直角方向)の規格値について、コンクリート橋と鋼橋のそれぞれと判るように修正。
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上			
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4 + 0.5 × (B - 2))			
						下沓の水平度	橋軸方向 橋軸直角方向 1/300			
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径(mm)		
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w2	0～+30			
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						高さ h	-20～+30			

出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	
							個々の測定値(X)	10個の規定値の平均(X ₁₀)			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、即点数を変えることが出来る。	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	<p>国の改定にあわせ修正</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央部の3点を掘り起こして測定。	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成25年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕石、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (フランク)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合; 2回/日(午前1回、午後1回)以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模(50m ³ 未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 ※日打設量が小規模(50m ³ 未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模(50m ³ 未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
9	転圧コンクリート	製造(プラント)～JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、または、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、または、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
11	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 最大粒径≤53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須 現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
13	固結工	施工	必須 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えることに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。	
15	補強土壁工	材料	必須 土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化時。	
		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
	施工	必須 現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	路体、路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
		「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
17	吹付工	材料	必須 アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成25年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
	混混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
17 吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
	製造(プレキャスト)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
	施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成25年7月 三重県)による。	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
	19 現場吹付 法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成25年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。
表示されたコンクリートに硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験				JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
19 現場吹付 法砕工	材料	その他	練混ぜ水の品質 試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	
		製造 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		
			連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		
		施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		
	20 河川・海岸土工等	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μ mふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率Vaが15% ≤ Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μ mふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)					1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μ mふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率Vaが15% ≤ Va ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75 μ mふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要				
20 河川・海岸土工等	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
21 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
22 道路土工(道路、農道、林道等)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする組合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
					「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満
面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満								
測定点数	5	10	15								
			「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
24	コンクリートダム	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成25年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であつて、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	
24	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。
26	覆工コンクリート（NATM）	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成25年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
26	覆工コンクリート（NATM）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
26 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成25年7月 三重県) による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
27 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) にお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。
			表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRZとする。
34 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRZとする。